

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

## （開催要領）

1 日時 平成 26 年 11 月 18 日（火）13:46～14:07

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

### ＜WG 委員＞

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

### ＜関係省庁＞

吉田 大輔 文部科学省高等教育局長

牛尾 則文 文部科学省高等教育局専門教育課長

牛島 聡 厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長

小林 浩史 経済産業省産業人材政策室長

### ＜提案者＞

合野 弘一 福岡市経済観光文化局理事

袴着 賢治 福岡市総務企画局企画調整部長

藤本 広一 福岡市経済観光文化局新産業・立地推進部創業・大学連携課長

的野 直勝 福岡市総務企画局東京事務所調整係長

### ＜事務局＞

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

## （議事次第）

1 開会

2 議事 創業期の企業におけるインターンシップの活用

3 閉会

---

○松藤参事官 それでは、時間になりましたので、創業期の企業におけるインターンシップの活用につきまして議論をお願いしたいと思います。

座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 わざわざお越しくださいませ、ありがとうございます。

それでは、これについては最初、福岡市から御要望について御説明をお願いして、あと、

お役所のほうからそれに対する御意見を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○合野理事 改めまして、こんにちは。福岡市です。

皆さん御承知のとおり、日曜日に市長選挙がございまして、高島市長が再選されまして、これはやはり我々市政に対しての期待と、特に特区に対する期待が強いと認識しております。しっかり推進していきたいと思っています。

以前、承認いただきましたものにつきましても、雇用労働相談センターがスタートアップカフェにオープンしました。それから、エリアマネジメントでの通りの活用についても、来週大きなイベントでお客さんを迎えます。そういうふうによりしっかり我々としては活用してまいりたいと思いますので、また本日もよろしく申し上げます。

本日はまず、創業期の企業におけるインターンシップの活用につきましてですが、福岡市が認定します一定の創業期の企業に対しましては、それに限りまして現在あります学生情報を広報活動、採用選考活動に使用する期間の制限を撤廃することで、新卒の学生と企業さんの情報不足とかミスマッチがありますが、そういうものを創業期の企業の人材確保につなげるため、そういうものを解消して、しっかり創業期の企業の人材確保につなげたいと思っています。

詳細につきましては担当課長から説明します。

○藤本課長 創業・大学連携課長の藤本と申します。よろしく願いいたします。

お配りしておりますカラーの資料を簡単に御説明いたします。

現状ということですが、いわゆる学生さんと企業様で相手方の情報についてももう少し知りたい。やはりミスマッチが起きていますというのが1つございます。特に新卒の方では情報不足のためどうしても大企業なりに志望者が集中しまして、創業期の企業の人材確保が非常に難しいというふうになっております。創業期の企業にとってはよい人材を確保することは非常に重要ですし、特にそもそもの人数が限られておりますので、1人採用する人材が本当にいい人材かどうかというのは、非常にその後の成長に大事になってまいります。

インターンシップと採用活動については、インターンシップ推進に当たっての基本的考え方ということで、考え方が3省から出されていると認識しております。

皆さん御存じと思いますが、採用活動の時期が後ろ倒しをされ、3年生の3月に広報の解禁、採用活動の解禁を4年生の8月にするというので、それ以前、例えば3年生3月以前に始めたインターンシップで取得した学生情報は広報や採用に使ってはいけないとか、あるいは4年生8月以前に始めたインターンシップでの学生情報については、採用活動に使用してはならないということで、8月以降に始めたインターンシップでは、そういったことに使用できますというふうになってございます。

これについて各省庁の皆様としては、今のところ27年度の状況を見てから考えたいということで御意見をいただいているところですが、私どもとしましては、福岡市が認定する

創業 10 年以内のベンチャー企業という形で数のある程度絞る形で、4 年生の 8 月以前であっても学生情報を採用活動に利用できるような形で、この制限を撤廃していただけないかということと、いわゆる特区の推進期間が今年度を含めて 2 年間ということでもございまして、できるだけ早く取り組みたいということで 27 年度以降でなくて、26 年度内から施行させていただけないかと考えております。

学業専念の阻害になるのではないかとすとか、留学の減につながるのではないかとすとか、いろいろな御意見があることは承知しているところですが、私どもとしてこのインターンシップを行う企業さんを個別に認定して、ある程度それぞれ企業さんの状況、学生さんの状況、インターンシップの状況をきちんと把握をして、いろいろな学業への阻害にならないようにだとか、そういったところを確認しながら進めるような形でさせていただけないかと考えております。

御説明は以上でございます。

○八田座長 これ、議事録を読む人にもわかるように、今のところをもう少し詳しく説明していただきたいのですが、一番困ることは何ですか。まずインターンシップを受け付けて、8 月以前に受け付けたその情報をどういうふうにご利用できないところが問題なのか。

○藤本課長 広報解禁ですとか、採用活動解禁前に長期のインターンシップというものが有効なので、早い時期からインターンシップを始めた場合、そのインターンシップの中で実際に採用活動などを個別に企業さんがその学生さんに対してしてはいけない。

○八田座長 インターンシップをやること自体は合法的なわけですね。

○藤本課長 はい、そう認識しております。

○八田座長 そして、採用活動が始まったときに、いの一前に前にインターンで働いた経験のある人に声をかけることは大丈夫なのですね。

○藤本課長 そこは、その以前に取得した情報を使って声をかけるのはいけないという認識かなと理解しております、それと別に、別のタイミングで、別の企業さんと学生さんの接点を持つという形でないと、引き続き同じ学生さんとの連絡先とかの中でお声がけをしたらいけないというふうに理解しているところです。

○八田座長 そうすると、要するにインターンシップをやっているときに、後で採用する約束をするとか、そういうことをしてはいけないのは当たり前だけれども、その後で実際に解禁になった後で、その前にあの人なかなか優秀だったなと思って声をかけることも今は禁じられている。そこを何とかしてほしいということですか。

○藤本課長 そう理解しております。

○八田座長 わかりました。

そういうことですが、これに対してどうお考えかをお知らせいただきたいと思います。

○牛尾課長 文部科学省の専門教育課長をしております牛尾でございます。

資料に基づいて私どもの考え方を御説明させていただきたいと思います。資料 1 をごら

んください。

今の福岡市の方からの御説明と重複する部分もございますが、改めて御説明をさせていただきますと、インターンシップの推進につきましては、私ども文部科学省と厚生労働省、経済産業省の3省で基本的な考え方を取りまとめております。その中の一部といたしまして、就職採用活動の時期とインターンシップの関係を整理させていただいております、それが資料1の1枚目の表になっているものでございます。

認識については福岡市さんと同じと先ほど説明を伺っていて思いましたけれども、採用選考活動のスケジュールに合わせまして広報活動開始時期前に始められたインターンシップについては、広報活動、採用選考活動等にその情報は扱えない。広報活動開始後でありましたら、そのときから行われましたインターンシップについて学生情報を広報活動に使用できる。採用選考活動開始時期後であれば、同じように学生情報を採用選考活動に使用できるというふうに、就職採用活動のルールと平仄をとる形でインターンシップのあり方について整理しているものでございます。

そもそもの学生の就職採用活動時期につきましては、資料2、3をごらんください。就職活動が大学の特に3年生の教育に非常に大きな影響を与えている。あるいは海外に留学する学生さんが就職活動の関係で留学をためらってしまうというようなことが、これまで問題点と指摘をされておりました。そういったことを踏まえまして資料3でございますが、昨年4月に、安倍総理から経済団体に対しまして、大学教育等への影響を考慮して、この就職採用のスケジュールについて後ろ倒しをお願いしたという経緯がございます。それに基づきまして、資料4をごらんください。具体的に昨年9月になりますけれども、経済団体、大学等の関係者それぞれにおいて申し合わせがなされて、先ほど御説明したようなスケジュールが決まっているということでございます。

私どもとしましては、このスケジュールにのっとらない形で例えば広報活動、採用選考活動開始時期前に行われましたインターンシップで取得された学生情報を活用することになりますと、実質的には就職採用活動が始まってしまうということになりまして、総理からお願いして関係者で決めていただいたルールが実質形骸化してしまうということについて、非常に懸念をしているということでございます。

また、この新しいルールは平成27年度の卒業生からの適用ということですので、現在まさに始めたばかりで、今、動いているさなかであるという段階でこれをまた見直すというのも、こちらから関係の皆様をお願いしておいて、そういうことを現時点で見直すということは、そういう段階ではないのかなということが私どもとしての考え方でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○八田座長 福岡市からは今の御説明に対して何か御意見ございますか。

○藤本課長 1点だけですが、今、実質形骸化してしまうというところだと、それから、始めたばかりでお願いして実ったところで見直す段階ではないというところが大きかったかなと思うのですが、そこにつきましてはいわゆる採用活動なり学生さんのインターンシ

ップ全般について、これを見直してほしいという形でお願いしているというよりは、今回につきましてはいわゆる創業を推進しようとしている特区である福岡市であるということと、その創業間もない企業に限定するという形で、あくまでも全体としてそういった形で進めていただくところは、我々もそのとおりにかなと思いますが、いわゆる例外として福岡市が認定する、ある程度限られた数のベンチャー企業について、そのような形でさせていただけないかと考えているところでございます。

○八田座長 これはなかなか難しい問題ですね。

○合野理事 我々のところの福岡の場合は、サービス産業とか IT 系、コンテンツ系の企業が多いのですけれども、創業間もない企業は数人とかから始めて間もないところで、やはり地元の大学等は大企業、中堅以上の企業さんの志向が強くて、なかなか採用、人材確保が難しいという悩みを相当我々としては受け取っております。

この方針というのは非常にそのとおりに思うのですが、かといってなかなか創業間もないような知名度のないところにとりましては、きょうの日経新聞でもインターンを積極的にやると書いてありましたので、結構厳しくなっていくのかなというのもございまして、我々としては福岡市が、特にベンチャー企業の中でもちゃんとルールといいますか、一定の条件、例えば要するに学業の邪魔にならないようなインターンシップとかいろいろなことを考えまして、制限を設けてまして一定の企業に限り、ベンチャー企業に限りそういうことを認めていただけないかという趣旨でございます。

○八田座長 国家戦略特区の目的は岩盤規制の改革です。したがって、従来の既得権を持った人たちが新規参入者を抑えるということについては、なるべくお手伝いしましょうというのが特区の趣旨であると思うのです。しかし今回のご提案はそういった種類の岩盤規制改革かというところとちょっと違うと思うのです。

将来、福岡のこの御提案を全国波及するときに、各市が認めるベンチャー企業に対してだけはこのルールを適用しないということになりますが、それはいいことなのでしょうか。ベンチャー企業の採用するときの助成の方法として、これ以外のものもあり得るのではないかという印象を私は持ったのですが。

○坂村委員 基本的に私は福岡の味方なのだけれども、今、八田先生がおっしゃったように、岩盤規制みたいなものをとにかく突破していくことが重要だと思っておりますが、この件に関しては別のアイデアが出ないのかという気もします。

私も大学の教授の立場から言うと、余り早くから就職活動をやり始めると、学生に与える影響が悪いということはいろいろなことからわかっているのです。ですからそれでベンチャーの立場というのものもあるかもしれないけれども、やはり教育的見地から言ってよくないから、なるべく就職活動を遅くしようという話になっているときに、もう少し別の立場でベンチャーを応援できるほうがいいのではないかと私は思います。これはなかなか。

○八田座長 これは1つ置いて、次のトピックにいきましょうか。もう一つ、御要望ございますね。きょうはこれだけですか。

○事務局 このコマはインターンシップです。

○八田座長 そうですか。ちょっと私どもこういう意見なのですけれども、福岡市さんはどうでしょうか。

○藤本課長 私どもは特区の制度を活用させていただいて、福岡市が日本全体を牽引するような創業がどんどん盛んなまちにしたいということでやっています。その創業を支援するひとつ、創業期の企業さんで大きいのは、お金が最初で、その次は人材ということで、いい人材がとれるかどうかというのは非常に成長に大きな影響があります。そして、福岡は大学が多ございますので、いかに大学の学生さんたちを活用していくかというのは、いろいろなところで取り組みはもちろんやっておりますが、創業の支援に対しても大学のパワーをどんどん活用したいと思っております。そしてインターンシップというのは経済界なりベンチャー企業の皆さんからも、特にそれはある程度一定大きくなってしまって、自分は採用しなくてもいいけれども、インターンシップというのはすごく学生さんにもいいからと言われている方々もおられて、ですから我々としては全体としてインターンシップを福岡市と大学、大学ネットワークふくおかという団体を都市圏の大学と一緒につくっておりますので、そういった全体で推進をしていこうと思っております。

そういった形で当然この規制緩和だけでなく、いろいろな形で福岡市と大学が連携して、より学生さんのためにもなり、企業さんのためにもなるようなインターンシップを全般としては進めていきたいと思っております。当然、規制緩和がなくても福岡市としてやることというのはどんどんやっていきたいと思っておりますので、ほかの手法も我々としてはやっていきますが、これももしこういった形で取り扱わせていただくと、より具体的で、より企業さん側としてもやりやすい形で進められるかなという形で御提案をしています。もちろん、これがなくてもいろいろな形で大学さんと一緒になって、よりよいインターンシップを進めていくということはしたいと思っております。

○八田座長 それでは、あとはお役所のほうからは何か御意見ございますか。

○牛尾課長 私どもはインターンシップそのものを推進することについては同じ気持ちでございまして、それを支援するようなスキームの予算事業などもやっておりますので、ぜひそういったものは御活用いただければありがたいと思っております。

○八田座長 これはインターンシップをやって、学生さんはこの会社を気に入ったら実際に応募してくるでしょう。それを妨げるものではないわけですね。だからインターンシップをすることが採用の条件だとか、そういうことを言ってはまずいけれども、明らかにこのベンチャー企業、新しいスタートアップ企業に役に立つのではないですか。

○坂村委員 インターンシップはいいのではないですか。インターンシップをうまくマッチングさせてあげるのは全然問題ないと思います。

○八田座長 だからやはり学生さんがそれを気に入れば効果はあるでしょうから。

○合野理事 そういうマッチングの場はスタートアップカフェ、まさにそういう出会いの場です。学生も来ていますので、そういうところでベンチャーで頑張っている企業さんと

か、出会いの場というのはつくっていますので、そこは別にインターンシップするしないは別にして、こいつは何かおもしろいことを考えているなというような、そういう場は今つくっているところでございます。

○坂村委員 就職活動も、どんどん早めることに対しての弊害というのは全部ほとんどの大学の先生は思っているし、それが学生にとっていいことではないということは明らかなのです。ですから、それを遅くすることに対して合意をとって今やっているのに対しては、間違っているとは思いません。やはり教育の現場にいる私から見ても。

○八田座長 その考えもあるし、逆に言えば自由にやっていいという考えもあってもいいと思うけれども、とにかくルールをどちらか決めてしまったら、そこに例外をつくるというのはなかなか難しいと思います。

○坂村委員 個人的にそれで就職するのはベンチャーだって、そんなことを妨げてはいないですね。だからインターンシップをやって。

○八田座長 インターンシップに補助金を出すとか、そういうものがいいのではないですか。

○坂村委員 そういうものはいい。だからあくまで大学と相談して、学校と相談してやらないでやるとトラブルのもとです。

○合野理事 そもそもが優秀な学生の大企業志向というのはしようがないところなのですけれども。

○坂村委員 それとこれとは別で、それを突破するようなアイデアを。それで何か規制になるのだったら外すようにすべきだと思うけれども。

○合野理事 それで多分、例えば IT 企業、地元のゲーム企業とかが大学で講座を設けてやるとか、そういうことはちょっとやったりしています。

○坂村委員 そうそう、そういうものを援助したらいい。

○合野理事 出会いの場というのは、そういうものはつくってはいます。

○八田座長 あえて福岡市さん側の立場に立てば、将来は本当のベンチャー企業はみんな自由にやってもいい。その残ったものを大企業がやれというのもルールとしてもし確立したら、それはあり得るかもしれませんね。だけれども、とにかく何かのルールはあったほうがいいと思うので、それをこの形でというのは難しいのではないかという気がします。

どうも済みません。ということで次のトピックに移りたいと思います。どうもありがとうございました。